第五条を第六十五条とする。

第四条第一項中「法第三十条」を「法第四十三条の三の十七」に、「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同条第二項中「法第二十三条第一項」を「法第四十三条の三の五第一項」に、「原子炉」を「発電用原子炉」に、「又は法第二十六条第一項」を「若しくは法第四十三条の八第一項」に改め、「変更の許可を受け」の下に「又は法第四十三条の三の八第四項の規定による届出をして」を加え、「当該許可を受けた後」の下に「又は当該届出が受理された日から三十日（法第四十三条の三の八第五号の規定により短縮され、又は同条第七項の規定により延長された場合には、当該短縮され、又は延長された期間）を経過後」を加え、同条第三項中「原子炉」を「発電用原子炉」に、「様式第一」を「様式第十」に改め、同条を第六十四条とする。

第三条第一項中「令第十四条」を「令第二十条の三」に改め、同項第一号中「令第十四条第三号」を「令第二十条の三第三項」に、「法第二十三条第二項第三号」を「法第四十三条の三の五第二項第五号」に、「原子炉」を「発電用原子炉」に、「法第二十三条第二項第五号」を「法第四十三条の三の五第二項第八号」に、「前条第一項第二号」を「第三条第一項第二号」に、「法第二十三条第二項第八号」を「法第四十三条の三の五第二項第九号」に改め、「廃棄の方法を」の下に「記載し、法第四十三条の三の五第二項第九号の発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項の変更に係る場合にあっては、第三条第一項第六号に掲げる事項を記載し、法第四十三条の三の五第二項第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあっては、第三条第一項第七号に掲げる事故の区分に応じそれぞれ同号イからハに定める事項を」を加え、同項第二号中「令第十四条第五号」を「令第二十条の三第五号」に改め、同条第二項中「法第二十三条第二項第二号から第五号まで」を「法第四十三条の三の五第二項第二号から第五号まで、第九号又は第十号」に、「令第十四条」を「令第二十条の三」に改め、同項第一号、同項第二号、同項第四号及び同項第七号中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同項第九号中「核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物による放射線の被ばく管理並びに放射性廃棄物の廃棄」を「発電用原子炉施設の放射線の管理」に改め、同項第十号中「原子炉の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生すると想定される原子炉の事故の種類、程度、影響等」を「発電用原子炉施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備」に改め、同条第三項中「、副本二通」を削り、同条を第五条とし、次の二条を加える。

（届出を要する発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の変更）

第六条　法第四十三条の三の八第四項の原子力規制委員会規則で定める変更は、次に掲げる変更であって、法第四十三条の三の五第二項第九号又は第十号に掲げる事項の変更を伴わないものとする。

一　第三条第一項二号ニ(2)の核燃料物質貯蔵設備のうち、使用済燃料貯蔵設備の構造の変更であって、同一の工場又は事業所内に存する二以上の発電用原子炉施設において使用済燃料貯蔵設備の全部又は一部を共用するもの（当該使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する使用済燃料の種類の変更を伴うものを除く。）

二　第三条第一項第二号ト(1)の気体廃棄物の廃棄施設、同号ト(2)液体廃棄物の廃棄設備又は同号ト(3)の固体廃棄物の廃棄設備の構造の変更のうち、同一の工場又は事業所内に二以上存する発電用原子炉施設において気体廃棄物の廃棄施設、液体廃棄物の廃棄設備又は固体廃棄物の廃棄設備当該施設等の全部又は一部を共用するもの

三　第三条第一項第二号ト(3)の固体廃棄物の廃棄設備の廃棄物の処理能力の変更のうち、貯蔵能力を変更するもの（固体廃棄物の廃棄設備の増設を伴うものを除く。）

四　第三条第一項第二号ヌ(2)の非常用電源設備の構造の変更のうち、法第四十三条の三の五第一項又は法第四十三条の三の八第一項許可を受けた構造と同一の構造の非常用ディーゼル発電機の台数又は蓄電池の数を増加するもの（当該非常用ディーゼル発電機又は蓄電池に接続する設備の変更を伴うものを除く。）

（発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の変更の届出）

第七条　発電用原子炉設置者は、法第四十三条の三の八第四項の規定による届出をしようとするときは、次の事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三　変更の内容

四　変更の理由

五　工事計画

2　前項の届出書の記載については、次の各号によるものとする。

一　前項第三号の変更の内容については、第三条第一項第二号に掲げる区分によって記載すること。

二　前項第五号の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。

3　第一項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　変更後における発電用原子炉の使用の目的に関する説明書

二　変更後における発電用原子炉の熱出力に関する説明書

三　変更の工事に要する資金の額及び調達計画を記載した書類

四　変更後における発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類

五　変更に係る発電用原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書

六　変更に係る発電用原子炉施設の場所に関する気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書

七　変更に係る発電用原子炉又はその主要な附属施設の設置の地点から二十キロメートル以内の地域を含む縮尺二十万分の一の地図及び五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図

八　変更後における発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書

九　変更後における発電用原子炉施設の放射線の管理に関する説明書

十　変更後における発電用原子炉施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書

4　第一項の届出書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

（工事の計画の認可を要しない工事等）

第八条　法第四十三条の三の九第一項の原子力規制委員会規則で定める工事は、次に掲げるもの以外のものとする。

一　別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる工事

二　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域（以下「急傾斜地崩壊危険区域」という。）内において行う同法第七条第一項各号に掲げる行為（当該急傾斜地崩壊危険区域の指定の際既に着手しているもの及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百六号）第二条第一号から第八号までに掲げるものを除く。）に係る工事（前号に掲げるものを除く。以下「制限工事」という。）

2　法第四十三条の三の九第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、別表第一の中欄若しくは下欄に掲げる変更の工事若しくは急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事を伴う変更又は設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織（以下「設計及び工事に係る品質管理の方法等」という。）の変更を伴う変更以外の変更とする。

3　法第四十三条の三の九第六項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次条第一項第二号の工事計画に記載された事項の変更を伴う場合以外の場合とする。

（工事の計画の認可等の申請）

第九条　法第四十三条の三の九第一項又は第二項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　工事計画

三　工事工程表

四　変更の工事又は工事の計画の変更の場合にあっては、変更の理由